

令和4年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年8月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第8回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員18名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁 (欠席)	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

【農地利用最適化推進委員5名】

22番 永露 茂	27番 日野 裕子	34番 平田 美津子
35番 高良 悟	37番 上野 智実	

(※22番・27番・34番・35番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松田 勝久
係長	松尾 康年
事務吏員	渡辺 晃

事務吏員 川 波 貴 敬

事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

(開会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は8番吉松委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）5名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に9番窪山委員、10番長野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

2ページまで8件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から8番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

16番挙手

議 長 16番畑委員。

16番 (畑委員) 審議番号5番と6番は申請土地が、同一地番となっておりますがどうゆうことでしょうか。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) ご質問にお答えします。本件は、「表作」「裏作」それぞれに届出がありますので、このような表記となっておりますが、決して誤りではございません。

議 長 16番畑委員よろしいですか。

16番挙手

議 長 16番畑委員。

16番 (畑委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

3ページをお開きください。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。37番上野推進委員。
37番挙手
- 議 長 37番上野推進委員。
37番 (上野推進委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建設、転用の理由は耕作の利便性を高めるため、農業用倉庫を建設するものです。参考事項といたしまして、農業用倉庫1棟10.00㎡。用途区分は、農用地区域内、農地の区分は農用地区域内農地です。以上、報告いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、以上で報告第2号を終わります。
4ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課。
農業振興課 (柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 農業振興課の説明は終わりました。
本件について、質問や意見はありませんか。
15番挙手
- 議 長 15番永井委員。
15番 (永井委員) この件で、相談を受けたのですが、利用権が終了する前に別の方が役所に行かれて、耕作している方よりも先に、所有者に話をして契約する方がいらっしゃるということですが、そういう事はできるのでしょうか。
農業振興課挙手
- 議 長 農業振興課
農業振興課 (柴山) 農地の貸借については、あくまでも貸借が残っている状況で、次の人が貸借を希望される場合は、必ず解約届をしていただいた後に、利用権の届出をしていただき設定を行っています。
- 議 長 15番永井委員よろしいですか。
15番挙手
- 議 長 15番永井委員。
15番 (永井委員) わかりました。
- 議 長 他に、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
7ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお

願います。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号 1 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 1 番について、担当地区委員の 2 番森部委員、3 4 番平田委員を指名いたします。

次に審議番号 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号 2 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 2 番について、担当地区委員の 1 5 番永井委員、2 4 番櫻木委員を指名いたします。

次に審議番号 3 番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号 3 番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号 3 番について、担当地区委員の 6 番小島委員、2 2 番永露委員を指名いたします。

審議番号 1 番から 3 番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号 1 番から 3 番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第 2 号は可決されました。

8 ページをお開きください。次に、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長
事務局

事務局。

(川波) 朗読をもって説明 9 ページまで 6 件ございます。

ご審議方よろしく願います。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号 1 番について、担当委員の説明を求めます。1 番徳田委員。

1 番挙手

議 長

1 番徳田委員。

1 番

(徳田委員) 審議番号 1 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は通作不便のため。農地法第 3 条第 2 項には該当いたしません。

ご審議方よろしく願います。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号 1 番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。
14番挙手

議 長 14番坂田委員。
14番 (坂田委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は祖母からの贈与、事業継承、譲渡人は孫への贈与、高齢のためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
審議番号3番及び4番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番挙手

議 長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は父からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議長

議長を交代しました。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。37番上野推進委員。

37番挙手

議長

37番上野推進委員。

37番

(上野推進委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長

18番林委員。

18番

(林委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

議長

審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

14時54分まで休憩します。

14時30分休憩

14時54分再開

議長

それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

10ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議長

9番窪山委員。

- 9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、共同住宅1棟24戸の建設です。転用の理由は賃料収入を得るため、共同住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、共同住宅1棟344.86㎡です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
9番挙手
- 議 長 9番窪山委員。
- 9番 (窪山委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、共同住宅3棟の建設です。転用の理由は賃料収入を得るため、共同住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、共同住宅99.98㎡の物件を3棟です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地、農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は自然流下及び地下浸透。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
11ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明。12ページまで4件ございます。
ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。
1番挙手
- 議 長 1番徳田委員。
- 1番 (徳田委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は建売分譲住宅9棟の建設、理由は、申請地周辺は住環境が良く需要が見込まれるため、建売分譲住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、第一種住居地域、分譲住宅60.28㎡の物件を9棟です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。

14番挙手

議長 14番坂田委員。

14番

(坂田委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は敷地拡張による宅地駐車場の整備、理由は、自宅の既存駐車場が手狭となったため、隣接する申請地を駐車場として整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地299.51㎡。農地法の運用は10ha以上の一団の農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建設、理由は、現在、借家住まいのため、自己用住宅を建設するもの。参考事項といたしまして、居宅1棟94.29㎡。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は合併処理浄化槽で処理し水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。6番小島委員。

6番挙手

議長 6番小島委員。

6番

(小島委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は貸露天資材置場及び貸露天資材置場の整備、理由は、自身が役員を務める会社の既存敷地が手狭となったため、個人で駐車場等を整備して会社へ貸すものです。参考事項といたしまして、工業地域、資材置場40㎡、駐車場4台、借受予定者は「有限会社○○○○○○○○○○」です。農地法の運用は、用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放

議 長 流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。
 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手
 議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。
 13ページをお開きください。
 次に、議案第6号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の
 説明を求めます。
 事務局挙手
 事務局。

議 長 (岩切) 審議番号1番は、推進機構からの買入れです。審議番号2番から4番については、
 事務局 推進機構への売渡しです。以上、1番から4番までの各計画につきましては、経営面積や従
 事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考え
 しております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)
 なければ、審議番号1番から4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 賛成の挙手

全委員 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。
 議 長 14ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務
 局の説明を求めます。
 事務局挙手
 事務局。

議 長 (渡辺) 議案朗読をもって説明。3件ございます。
 ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。
 それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。
 9番挙手

議 長 9番窪山委員。
 9番 (窪山委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書
 記載のとおりです。農地の状況といたしまして、都市計画用途区域内、第一種住居地域、第
 3種農地、20年以上前から宅地課税されているため、非農地判断の申請がなされたもので
 す。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。
 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。
 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 賛成の挙手。

全委員 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
 議 長 次の審議番号2番は、私が担当委員になっておりますので、議長を副会長と交代します。
 議長交代：会長 → 副会長

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。

19番挙手

議 長 19番樋口委員。

19番

(樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外、第2種農地、胸高、直径30cmのヒノキがあり、山林とすることに問題はないと思います。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

議長を会長と交代します。

議長交代：副会長 → 会長

議 長 議長を交代しました。

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議 長 3番井上委員。

3番

(井上委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして農用地区域内農地、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態であり、非農地判断の申請がなされたものです。非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。

ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:13)